

# 中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD  
MALLESONS**  
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号  
环球金融中心东塔20层 邮编100020  
20th Floor, East Tower, World Financial Center  
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District  
Beijing, 100020, China  
T +86 10 5878 5588  
F +86 10 5878 5544  
patent@cn.kwm.com  
www.kwm.com

金杜法律事務所  
特許部

## 中国の半導体産業の動向

### 1. はじめに

近年中国の半導体産業の発展が勢いを増している。中国は、集積回路産業が国民経済と社会発展における戦略的、基礎的及び先導的産業であり、発展を育てる戦略的新興産業であるとして、様々な産業政策を打ち出して支援している。米中貿易戦争の影響もあってか、その支援の動きは一層加速しているようにも見える。本稿では、中国の半導体（以下、集積回路ともいう）産業発展に関連する最近の政策及び中国市場の状況についてまとめる。

### 2. 中国政府の主要政策

中国政府が近年打ち出した集積回路関連の主な政策を以下の表にまとめる。

時期	政策	概要
2014年6月	国家集積回路産業発展推進綱要（以下、「綱要」）	集積回路産業発展のための、国家産業投資基金（CICIF）の設立が明確化され、地方性集積回路産業投資基金の成立が支持された。
2015年3月	集積回路産業発展を更に奨励する企業所得税政策に関する通知	集積回路関連企業が、企業所得税の減免を受けられることを規定した。
2015年5月	中国製造 2025	製造による強国戦略の10年行動要綱を規定した。
2016年5月	ソフトウェアおよび集積回路産業企業所得税優遇政策に関する問題に関する通知	ソフトウェアおよび集積回路産業企業が税制優遇を受けるための条件が明確化された。
2016年5月	国家創新驅動發展戰略綱要	集積回路等コア技術について、2020年まで引続き国家科技重大プロジェクトを実施す

		るとした。
2018年3月	集積回路生産企業関連企業 所得税政策問題に関する通 知	2018年1月以降に新設された集積回路生産 企業又はプロジェクトに対して税制優遇す ることを規定した。

これ以外にも、地方の集積回路産業に関する文書や13次5か年計画関連文書等の中で、集積回路の発展計画が記載されている。

## 2. 国家集積回路産業発展推進綱要

2014年6月に発表された綱要では、発展目標として2015年、2020年、2030年を節目とし、2030年までに集積回路産業チェーンの主要な部分で国際的に先進レベルに達し、一部企業は国際的に第一グループに入り、国境を越えた発展を実現するとしている。2015年、2020年の目標をまとめると、以下の表のようになる。

	2015年	2020年
販売収入	>3500億元	販売収入年増加率が20%を超える
製造	32/28nm製造プロセスで量産	16/14nm製造プロセスで量産
デザイン	モバイルスマート端末、ネットワーク通信等一部分野のデザイン技術が国際一流レベルに近づく	クラウド、IoT、ビッグデータ分野のデザイン技術でも国際一流レベルに達する
パッケージ・テスト	ミドルハイエンド収入の比率が30%以上	国際トップレベルに達する
材料	12インチシリコンウエハーが生産ライン上で応用に至る	国際購買システムに入る
設備	65-45nm設備が生産ライン上で応用に至る	国際購買システムに入る

また、具体的な施策として、国家産業投資基金を設立すること、地方性集積回路産業投資基金を支持すること、中国の輸出入銀行の業務範囲内で集積回路企業へのサービス力を向上させること、税収サポート政策を実施することが決定された。

## 3. 集積回路産業投資基金の状況

上記綱要の発表後、2014年9月には、国家集積回路産業投資基金が設立された。2018年3月に上海で開催されたSEMICON China 2018のフォーラム上で国家集積回路産業投資基金股份有限公司の総裁が行った発言によれば、2017年11月30日時点で、国家集積回路産業投資基金は、67プロジェクトに、累計1188億元を投資することを承認し、実際に818億元を投資した。現在は二期目の募集が開始されているようである。

また、各地方においても、集積回路産業投資基金が設立され、投資が行われている。現地の報道によって金額がまちまちであるが、上記「綱要」の発表後、2015年から2017年前半に省や都市レベルで基金が設立され、その規模は北京、上海、南京のような大都市では500億元程度、それ以外は概ね100億元～300億元程度であり、段階的に投資が行われ

ているようである。

#### 4. 半導体産業への税制優遇措置

2015年3月、財政部、国家税務総局、発展改革委、工信部は、「集積回路産業発展を更に奨励する企業所得税政策に関する通知」を発表し、集積回路パッケージ企業、集積回路テスト企業、集積回路キー専用材料生産企業、集積回路専用設備生産企業が、2014年1月1日後中国国内に設立された法人企業に該当する等の条件を満たすことにより、企業所得税の減免を受けられることとした。

優遇内容としては、2017年以前に利益を実現した年度から（2017年までに利益を実現していない企業は2017年から）起算し、1年目から2年目まで企業所得税を免除し、3年目から5年目まで25%の法定税率を半分に減額するとした。

上記通知発表の2か月後には、国家発展改革委等から、2015年度に所得税優遇政策を受けられる集積回路生産企業リストの通知（发改高技[2015]893号）が発表され、45の企業が企業所得税の減免を受けられることが発表された。

また、2018年3月、財政部、税務総局、国家発展改革委、工信部は「集積回路生産企業関連企業の所得税政策問題に関する通知」を発表した。この優遇政策の主な内容は以下のとおりである。

- 2018年1月1日以降投資し新設された線幅130nm未満で、かつ、経営期間が10年以上の集積回路生産企業又はプロジェクトは、1年目から2年目まで企業所得税を免除し、3年目から5年目まで25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する
- 2018年1月1日以降投資し新設された線幅65nm未満で又は投資額が150億元を超え、かつ、経営期間が15年以上の集積回路生産企業又はプロジェクトは、1年目から5年目まで企業所得税を免除し、6年目から10年目まで25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する。
- 2017年12月31日前に設立され、まだ利益を出していない、集積回路の線幅が0.25 $\mu$ m又は投資額が80億元を超え、かつ、経営期間が15年以上の集積回路生産企業は、利益が出た年度から起算して、1年目から5年目まで企業所得税を免除し、6年目から10年目まで25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する。
- 2017年12月31日前に設立され、まだ利益を出していない、集積回路の線幅が0.8 $\mu$ mの集積回路生産企業は、利益が得た年度から起算して、1年目から2年目まで企業所得税を免除し、3年目から5年目まで25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する。

#### 5. 「中国製造2025」

中国製造2025は、製造による強国戦略の第一の10年行動要綱である。該戦略の基本方針は、イノベーション駆動、品質優先、グリーン発展、構造最適化、人材を柱とすること、であり、第一ステップ：2025年までに製造強国の仲間入りをする、第二ステップ：2035年までに中国製造業全体が世界の製造強国陣営の中で中程度のレベルを達成する、第三ステップ：建国100年時（2049年）までに総合実力で世界製造強国のトップレベルに入る、として製造強国の戦略目標を実現するとしている。

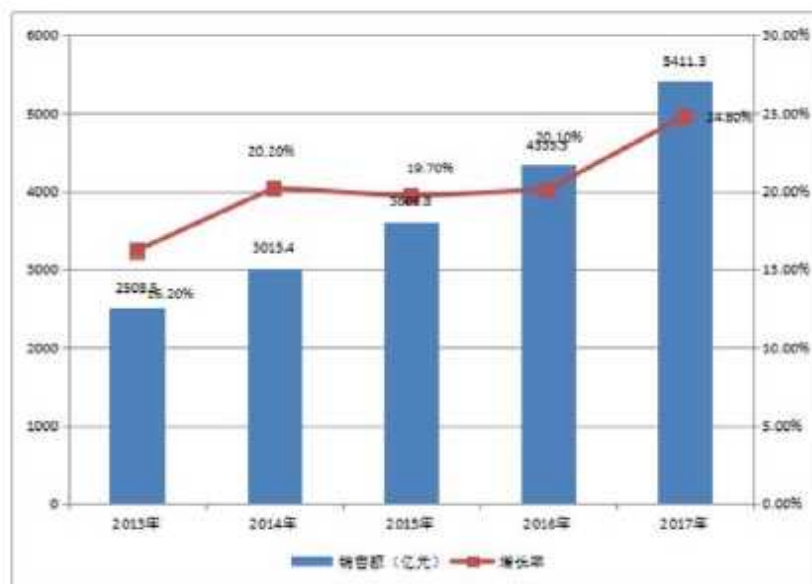
該中国製造2025では、「戦略任務及び重点」の「重点分野において急激な発展を強力に推進する」の章立ての中に記載された、10種類の技術分野のうちの一つ「次世代情報

技術産業」において、集積回路及び専用設備が挙げられている。そこでは、高密度パッケージ及び 3D マイクロアセンブリ技術を掌握し、パッケージ産業およびテストの自主発展能力を向上させる、と記載されている

なお、これに関連して、2017 年 3 月 11 日に、工信部の苗圩（Miao Wei）部長は、中央人民政府のサイト（[http://www.gov.cn/xinwen/2017-03/11/content\\_5176350.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2017-03/11/content_5176350.htm)）で、「中国製造 2025」及び関連政策措置は内資企業と外資企業を同一視するものであり、制定する関連政策は外資企業を制限しようとするものではないと説明している。

## 6. 中国集積回路産業統計情報

中国半導体業界協会のサイト（<http://www.csia.net.cn/>）では、統計情報が開示されている。下図は、2013 年～2017 年の中国における集積回路産業販売額と増加率を示したものである（青棒グラフが販売額（億元）、赤折線グラフが増加率）。



また、同サイトでは、5 月 21 日に、2018 年 1～3 月期の販売額も発表されている。それによると、1～3 月期の販売額は 1152.9 億元（増加率 20.8%）であり、そのうち、デザイン業は 394.5 億元（同 22%）、製造業は 355.9 億元（同 26.2%）、パッケージ・テスト業は 402.5 億元（同 19.6%）である。

## 7. おわりに

中国政府は、集中的にファンド資金を投入し、また積極的な減税政策を行うことによって、集積回路産業を急速に発展させようとしている。関連する政策目標の時間軸を見る限り、このような支援政策は今後も続くと考えられる。技術で先行する日本企業は、自社が保有する知的財産を活用して利益を得ることを検討する、また、技術秘密の管理を徹底して、重要なノウハウが外部に漏れないように対策をとることが重要になってくるように思われる。

以上

2018 年 9 月 3 日（原稿受領）

### 事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして 1993 年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001 年 3 月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP 訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者 130 数名、裁判官 OB、有資格者を含む弁護士 40 数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

### 東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 合人社東京永田町ビル 4 階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： [malirong@cn.kwm.com](mailto:malirong@cn.kwm.com)